

ETCマイレージカード利用申込書

情報ハイウェイ協同組合 行

本利用申込書記載の ETCマイレージカード利用規約に同意のうえ、下記のとおり貴組合発行の ETCマイレージカードを申し込みます。

申込年月日	年 月 日	
組合員コード		
組合員名		
印		
担当者名		
TEL		FAX
E-mail	@	

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 追加	今回申込枚数	枚
---	--------	---

利用規約
<p>1. 本規約は、情報ハイウェイ協同組合（以下「組合」という。）が、ETCマイレージサービス対応カード（以下「マイレージカード」という。）を発行及び管理するにあたり、カード利用者（以下「組合員」という。）は本規約に同意し、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規約並びにETCマイレージサービス利用規約及び関係法令を遵守して利用するものとします。</p> <p>2. 組合員はマイレージカードを申し込むにあたり、本規約を承諾のうえ、申し込みに際し下記必要書類を組合に提出するものとします。但し、別途組合事業を利用するにあたり、既に同様の書類を組合に提出済みのとき、組合員がその情報を利用することを承諾した場合は、同承諾を以て書類提出したものと見做します。</p> <p>一. ETCマイレージカード利用申込書</p> <p>二. 自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し</p> <p>三. ETC車載器セットアップ証明書</p> <p>四. その他組合が必要と認めた書類</p> <p>3. マイレージカードの所有権は組合に帰属するものとし、組合は組合員に対してマイレージカードを貸与します。組合員は善良なる管理者の注意を以てマイレージカードを管理するものとします。また、組合員はマイレージカードの第三者への貸出、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。なお、マイレージカードの第三者使用による損害が発生した場合、組合は一切の責任を負いません。</p> <p>4. マイレージカードは組合に帰属する為、マイレージポイント管理（ID・パスワード含む）は組合で管理し、組合はカード利用に伴い付与・還元されるマイレージポイントの全てを組合員に還元するものとします。但し、組合員が本規約に違反した場合はこの限りではありません。</p> <p>5. 本規約に基づき、組合員は組合がマイレージポイントを管理することを承諾したものとします。組合は組合員のマイレージポイントの管理を適正に行い、自動・手動を問わずポイント還元の時期及び失効ポイント等については、組合員の利益に資するようETCマイレージサービスの</p>

組合使用欄						
担当者	受付1	受付2	受付3	決裁1	決裁2	決裁3